



第94号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 (0228) 52-3300
http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp
発行責任者
佐藤 倫治

令和6年度

通常総会の終了

去る5月24日、一迫花山商工会の令和6年度通常総会が一迫ふれあいホールで開催され、本人出席37名・委任状出席129名の合計166名の会員が出席されました。
第5号議案では、任期満了に伴う役員を選任が行われ、新しい役員が選任されました。議長に津田信一氏(津田商店)が選任。

【佐藤会長挨拶】



新型コロナウイルス感染症に移行する

も改善しつつ回復傾向にあるものの、多発する自然災害の発生や、世界的なエネルギー・原油・原材料価格の高騰などにより、私たちが中小・小規模事業者を取り巻く環境には大変厳しさが増している状況であります。

特に地域の中小企業・小規模事業者においては、従来からの課題であった人手不足、事業承継問題、デジタル化への対応に加え、本格化するコロナ特別融資の返済や、昨年度10月に導入された消費税インボイス制度・電子帳簿保存法への対応など、様々な経営課題に直面しており、依然として厳しい状況にあります。

伴走型支援の強化」を最優先と捉え、国・県・市等の支援施策を活用した個社支援を強化するとともに、小規模事業者の持続的発展に必要な経営計画の策定や、市場ニーズに対応した新たなビジネスプランへの転換など積極的な支援に努めて参りました。

このような状況下にあつて商工会は活動の原点に立ち返り、地域商工業の総合的な改善発達を図る「経済団体」として、身近な相談相手として当面する問題・課題の解決に努めると共に、「小規模事業者の持続的発展」に資するため、巡回訪問を徹底し、会員ニーズの把握や会員サービスに努めて参ります。

本年度も5項目の重点事業を掲げ、行政機関並びに関係機関と密接に連携しながら地域の活性化に向けて努力して参りますので会員の皆様にはご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年度重点事業

- ①成長型経済への転換に対応する中小・小規模事業者への伴走型支援の強化
- ②中小・小規模事業者のリスクマネジメント支援の推進と災害復興への継続的支援
- ③中小・小規模事業者の経営環境整備の推進
- ④組織・財政基盤の拡充強化と会員サービスの充実
- ⑤地域活性化事業の推進・支援

提案された議案は次の通りで、いずれも満場一致で承認可決されました。

- 第1号議案 一迫花山商工会定款の一部改正(案)承認の件
- 第2号議案 令和5年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件
- 第4号議案 令和6年度借入金最高限度額及び借入金先承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

尚、当日ご来賓として次の方々がご臨席されました。(敬称略)

- ▽佐藤 智 栗原市長
- ▽高橋 渉 栗原市議会議長

任期満了に伴う役員の選任

任期満了に伴う役員選任の結果、次の方々が役員に就任されました。

- | | | |
|-----|--------------|---------------|
| 会長 | 佐藤 倫治(再任・花山) | 新茶屋商店 |
| 副会長 | 阿部 朗(再任・一迫) | 会席料理丸勝 |
| 理事 | 白鳥 正文(新任・一迫) | (有)川口グリーンセンター |
| 理事 | 佐藤 啓助(再任・一迫) | コンチネンタルモータース |
| 理事 | 鹿野 直壽(再任・一迫) | (株)鹿野静商店 |
| 理事 | 菅原 伸哉(再任・一迫) | (有)菅原オート商会 |
| 理事 | 山田 則義(再任・一迫) | (有)クスのリヤシマ堂 |
| 理事 | 小山 昭彦(再任・一迫) | (株)宮城化成 |
| 理事 | 佐藤 利郎(再任・花山) | メガネのはなやま |
| 理事 | 高橋 誠一(再任・花山) | 高寅住建 |

▽菊池弘之 宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所長



挨拶する佐藤栗原市長

会長に佐藤倫治氏が再任。新任副会長に白鳥正文氏、新任理事に狩野恵美氏、齋藤芳幸氏が選任。

任期満了に伴う役員選任の結果、次の方々が役員に就任されました。

- | | | |
|----|--------------|----------------|
| 理事 | 三浦 良治(再任・一迫) | ぷりんと博士宮城北店 |
| 理事 | 狩野 恵美(新任・一迫) | (有)もちつ小屋でん |
| 理事 | 齋藤 芳幸(新任・一迫) | 迫屋・文照堂 |
| 理事 | 石森 孝(再任・一迫) | 青年部長(石森電設) |
| 理事 | 荒木久美子(再任・花山) | 女性部長(ストアーもいずみ) |
| 理事 | 高橋 光廣(再任・花山) | (有)花山産業 |
| 理事 | 大江 政則(再任・一迫) | 大江電気商会 |

【退任された役員】(敬称略)

- | | | |
|------|-----------|-------|
| 前副会長 | 齋藤 行男(一迫) | 齋藤金物店 |
| 前理事 | 三塚 一夫(一迫) | 三和建設 |

令和5年度の商工会の主な利用実績

巡回訪問による相談・指導
(会員1人当たり4.2回 247会員 1,048回)

窓口による相談・指導
(会員1人当たり3.9回 203会員 795回)

利用実績 述べ1,843回
(会員1人当たり7.5回)

- 金融… 66回
- 労働… 379回
- 経営全般… 566回
- 事業計画の策定支援… 7件
- その他の相談… 586回
- 各種補助金申請支援… 57件
- 税務… 235回
- 情報化… 11回



- 記帳機械化…利用22会員
- 決算・申告指導…94会員(会員数の約38%の方が対象)
- 金融の貸付実績…29件 2億2千万円
- 各種共済加入…637件
- 労働保険の事務代行…208件(対象従業員1,471人)
- 健康診断費用の一部助成 健康診断の助成事業…受診従業員414名
- 商工会ホームページ、DMIによる各種経営情報等の提供…159回

受賞 おめでとうございます

一迫花山両地区内事業所に永年にわたり勤務され、企業の発展に貢献された優良従業員の皆様方に対し、関係機関より表彰状が授与されました。(敬称略)

▽宮城県知事褒状

- (優良従業員(勤続三十年以上)) 佐藤ふじ子
- (テンソー工業(株)宮城工場)

▽全国商工会連合会長表彰

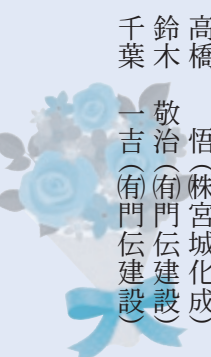
- (優良従業員(勤続三十年以上)) 小野寺 晃
- (テンソー工業(株)宮城工場)

▽宮城県商工会連合会長表彰

- (優良従業員(勤続二十年以上)) 白鳥 清礼(株)宮城化成
- 原田 明

▽一迫花山商工会会長表彰

- (優良従業員(勤続十年以上)) 佐藤 倫子(大森美容室)
- 高橋 敏春
- 細川 幸樹
- (有)丸新運輸商事
- 高橋 悟(株)宮城化成
- 鈴木 敬治(有)門伝建設
- 千葉 一吉(有)門伝建設



部会役員・委員会委員の選任

任期満了に伴い部会役員及び委員会委員の選任が行われ、次の方々が選任されました。(敬称略)

【商業部会】

部会長 山田 則義(一迫)

副会長 荒木 寛充(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

幹事 阿部 朗(一迫)

〃 白鳥 正文(一迫)

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 大江 政則(一迫)

〃 黒澤 和則(一迫)

〃 小山 昭彦(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 高橋 光廣(花山)

〃 佐藤 和也(一迫)

〃 鹿野 健一(一迫)

〃 ミヤギグリーンエナジー(株)

〃 後藤 澄人(一迫)

〃 熊坂香寿善(一迫)

【組織・財政強化委員会】

委員長 佐藤 啓助(一迫)

副委員長 小山 昭彦(一迫)

委員 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

委員 阿部 朗(一迫)

〃 白鳥 正文(一迫)

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

〃 鹿野 直壽(一迫)

〃 山田 則義(一迫)

〃 高橋 誠一(花山)

〃 齋藤 芳幸(一迫)

〃 三浦 良治(一迫)

〃 荒木久美子(花山)

〃 菅原 伸哉(一迫)

〃 佐藤 利郎(花山)

〃 石森 孝(一迫)

〃 狩野 恵美(一迫)

〃 佐藤 倫治(花山)

〃 新茶屋商店

令和5年度下半期監査会終了

令和5年度下半期監査会

令和6年4月17日に一迫花山商工会において、正副会長並びに担当職員の立ち合いのもと令和5年度下半期の監査会を実施いたしました。監事による関係諸帳簿等の詳細な確認が行われ、内容は適正に処理されている旨の講評があり監査は終了いたしました。監査を受けた項目については次のとおりです。

①令和5年度事業報告及び一般会計・特別会計等について

- 令和5年度事業報告
- 令和5年度一般会計収支決算書・貸借対照表・財産目録
- 令和5年度労働保険事務組合(一般会計)
- 令和5年度労働保険事務組合(特別会計)

②その他の報告事項

- 事務受託事業の状況

新会員紹介

よろしく願います。

(敬称略)

◎KMサポート

代表者 白鳥健太郎

業種 メンテナンス業

地区 一迫字嶋林境田西

◎トータルサポート健建

代表者 大内 健

業種 測量業

地区 一迫柳目字天王下

◎(有)グロリア・プランニング

代表者 村山 勝徳

業種 介護事業

地区 一迫真坂字清水槻木

◎花山カフェおむすび

代表者 佐々木由美

業種 カフェ

地区 花山字本沢大向

◎(株)くりはら林業花山営業所

代表者 兵藤 知則

業種 林業

地区 花山字本沢松田

※令和6年8月31日現在会員数247名(組織率84.3%)

理事会だより

令和5年度第4回理事会

開催日時 令和6年3月28日
開催場所 一迫花山商工会
出席役員 13名
承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】会員加入承認・脱退・変更等報告の件

【第2号議案】一迫花山商工会給与規程の一部改正(案)承認の件

【第3号議案】一迫花山商工会服務

規程の一部改正(案)承認の件

【第4号議案】部会・委員会の審議内容の報告について

【第5号議案】令和6年度事業計画重点事業(案)承認の件

【第6号議案】令和6年度予算編成の基本方針(案)及び中期財政計画(案)承認の件

【第7号議案】令和5年度経営発達支援事業の進捗状況について

【第8号議案】令和5年度会員増強運動「新規会員加入キャンペーン運動」の実施報告について

【報告事項】

①2023「商工会年末大売出しスタンプリー」の実施報告について

②栗原市物価高騰支援「生活応援商品券事業」の実施について

③令和5年度数値目標等の進捗状況について

④令和6年度能登半島地震に対する義援金について

⑤令和6年4月1日付職員の人事異動について

令和6年度第1回理事会

開催日時 令和6年5月1日

開催場所 会席料理丸勝

出席役員 11名

承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】会員加入承認・脱退・変更等報告の件

【第2号議案】一迫花山商工会定款の一部改正(案)承認の件

【第3号議案】令和6年度優良従業員等表彰受賞候補者の決定の件

【第4号議案】令和6年度通常総会提出議案承認の件

【第5号議案】令和6年度通常総会

開催日時及び開催場所決定の件

【報告事項】

①中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算等のポイント

令和6年度第2回理事会

開催日時 令和6年6月27日

開催場所 会席料理丸勝

出席役員 12名

承認された議案は次のとおりです。

【第1号議案】新役員について

【第2号議案】会員の加入承認・脱

退等報告の件

【第3号議案】部会役員・委員会委員選任(案)承認の件

【第4号議案】令和6年度事業計画の具体的な実施方針について

【第5号議案】令和6年度会員増強運動「新規会員加入キャンペーン運動」推進計画(案)承認の件

【第6号議案】共済事業の推進について

【報告事項】

①栗原市物価高騰支援生活応援商品券の換金状況について

②令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

③令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

④令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑤令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑥令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑦令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑧令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑨令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑩令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑪令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

⑫令和5年度第2回理事会開催日時及び開催場所決定の件

青年部コーナー

通常総会終了

去る4月17日(水)、狩野魚店にて令和6年度一迫花山商工会青年部通常総会が開催されました。議長には高橋良太氏(有)高橋商店)が選任され、円滑な議事進行の下、全ての議案が原案通り承認されました。

提案された議案は次の通りで、いずれも満場一致で承認可決されました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件
- 第2号議案 令和6年度部費の額(案)及び徴収方法(案)承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

女性部コーナー

通常総会終了

女性部では5月8日狩野魚店を会場に通常総会が開催されました。議長には一条たか子氏(一条商店)が選任され、円滑な議事進行の下、第1号議案から第4号議案まで満場一致で承認いただきました。

第1号議案 令和5年度事業報告書並びに収支決算書・貸借対照表及び財産目録承認の件

第2号議案 令和6年度部会費の額(案)及び徴収方法(案)承認の件

第3号議案 令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件



第4号議案 役員欠員に伴う役員補欠選任の件

総会終了後には懇親会も開催され、前年度卒業部員を交え和やかな雰囲気の下、青年部活動の思い出等を語り合い賑やかな会となりました。

第29回灯ろう流し大会

8月14日(水)、長崎川で第29回灯ろう流し大会が開催されました。この事業は先祖の供養や家内安全、健康を祈願するとともに、地域振興事業として青年部が毎年実施をしており、今年で29回目の開催となりました。約300個の灯ろうが長崎川の川面を彩り、多くの来場者が訪れました。

灯ろうには、亡くなった先祖への思いや世界平和、疫病退散などの地域の方々様々な想いが込め

第4号議案 任期満了に伴う役員選任の件

第4号議案の役員選任では新たに11名の方々が選任されました。総会終了後懇親会を開催し、和気あいあい楽しく終りました。

令和6年度主な事業予定

今後の活動予定としましては、10月27日に開催されるいちはさま秋の大収穫祭ハロウィンマルシェに出店予定、11月頃に震災から復興した女川町に視察研修予定。県連からの受託事業の若手後継者育成事業の講習会等を予定しております。

女性部では一緒に活動してくださるお仲間を募集しております。会員事業所の女性の方であればどなたでもご加入いただけます。ご加入いただける方は、お近くの役員・商工会までご連絡願います。

られており、来場者は供養を終えた灯ろうが静かに水面を流れる様子を眺めながら、盆のひと時を過ごしていました。

一迫花山商工会青年部では部員を募集しており、45歳までの男女が対象です。異業種交流を通じて交流を広げた方はぜひ入部を検討してみてください。



役員名簿(敬称略)

部 長	荒木久美子 (ストアーもいずみ)
副 部 長	津田 正子(津田商店)
常任委員	狩野 恵美 (有)もちっ小屋でん
阿部 和子(阿部工業)	阿部 裕美 (会席料理丸勝)
斎藤 庄子 (斎藤金物店)	熊坂 亜紀 (二迫シール)
千葉 禮子 (花山即売所)	山崎 美沙 (株山崎林業)
鈴木ひろ子(金木屋)	野口千鶴子 (花山養魚場)

◆部員数(令和6年8月31日現在) 35名

令和6年度主な事業予定

1. 研修会等開催事業
(1)全国商工会連合会が主催して行う事業への参加
(2)第24回商工会青年部全国大会への参加
(3)青年部員研修会
(4)東北六県・北海道青年部員交流研修会
(5)富山県商工会青年部連合会との防災に関する交流研修会
(6)青年部員交流懇談会
(7)商工会議所青年部との交流会
(8)広域エリア別指導者研修会事業(若手後継者等育成事業)
2. 地域総合振興事業
(1)地域活動事業
(2)第29回灯ろう流し大会
(3)環境美化運動
(4)商工会青年部全国統一事業「絆」感謝運動
(5)住みよい地域環境づくり運動
(6)地域活性化支援
(7)地域活性化支援
(8)福祉厚生生活活動事業
(9)部員懇親会
3. 会議等
(1)部員総会
(2)常任委員会
(3)監査会

役員名簿(敬称略)

部 長	石森 孝(石森電設)
副 部 長	鹿野 健一 (株鹿野静商店)
常任委員	加藤 修 (加藤テクノサービス(株))
高橋 良太 (有)高橋商店)	狩野 弘樹 (有)もちっ小屋でん)
佐藤 和浩(佐六建築)	曾根 優輝 (大森美容室)
狩野良太郎(狩野魚店)	野口 岳 (花山養魚場)

◆部員数(令和6年8月31日現在) 10名

人脈づくりのためにご参加ください

地域のネットワークが広がります



青年部・女性部活動

商工会では、青年部・女性部など同世代や同業種等での部会活動を行っています。交流を深めて人脈を広げることができます。

青年部及び女性部は、商工業の発展と魅力ある地域づくりを目指して、多彩な活動を展開していきます。例えば、企業経営に役立つネットワークづくりや異業種の交流、事業承継や女性の社会進出の支援はじめ、IT研修など、資質向上と地域経済の活性化に努めています。

青年部

若手経営者や若手後継者等で構成され、異業種の交流の場として活動が行われております。

主な事業としては講習会・視察研修会の開催、イベントへの出展など地域振興の担い手として、様々な活動を行っています。

女性部

女性経営者や事業主の奥様などで構成され活動しております。

主な事業としては各種研修会・講習会の開催やイベントへの出展、おもてなし事業など、様々な活動を通じて地域貢献、意見交換などを行っています。

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の 全国商工会会員福祉共済

保険会社引受部分・団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)

毎月ご加入いただけます!!

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

共済(補償)期間

2023年11月1日午後4時から2024年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2024年11月1日午後4時まで

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病気」の補償および「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2023年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

「けが」の
補償

「病気」の
補償

補償内容が
さらに充実
しました

トータル
「がん」補償

シンプル
「がん」補償



大きな安心を手軽な掛金で全国商工会会員福祉共済制度

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」。傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額2,000円～の掛金で充実補償。さらに、医療特約(月額1,000円)を追加すれば、病気での入院も補償します。仕事中はもちろん、交通事故や家庭内でのケガ・病気など幅広く対応しており、商工会会員とその従業員、商工会役職員(すべてのご家族含む)が対象です。

◎福祉共済のプラン一覧

「けが」の補償

満6歳～80歳^{※1}

けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

傷害プラン
2,000円コース

「熱中症」の補償

傷害プラン
3,000円コース

「個人賠償」の補償

傷害プラン
4,000円コース

他人に対して法律上の
損害賠償責任を
負った場合に補償します

シニア傷害
プラン
2,000円

「熱中症」の補償

「個人賠償」の補償

傷害ライトプラン 1,000円

「病気」の補償

満6歳～74歳^{※2}

疾病による入院、手術等を補償します

医療特約
+1,000円

シニア医療特約
+1,000円

「がん」の補償

満6歳～74歳^{※2}

トータル
「がん」補償

がん・けが・
疾病による入院、
手術等を
補償します

トータル
「がん」補償
3,000円

シニアトータル
「がん」補償
6,000円

シンプル
「がん」補償

がんによる入院、
手術等を
補償します

シンプル
「がん」補償
3,000円

シニアシンプル
「がん」補償
6,000円

「生命」保障

保険年齢6歳～65歳^{※3}

死亡と傷害または疾病による
所定の高度障害状態を保障します

共済期間：10年

掛金例

(共済金2口=1,000万円の場合)

	男性	女性
30歳	1,470円	1,200円
40歳	2,470円	1,960円
50歳	4,690円	3,220円
60歳	9,640円	5,080円

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

・「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます ・傷害ライトプランのみの加入はできません

・個人賠償責任補償、熱中症の補償は「傷害ライトプラン」には付帯されません

※1、新規加入は80歳、継続加入は満85歳まで ※2、新規加入は74歳、継続加入は満80歳まで ※3、新規加入は65歳まで

「けが」「病気」「がん」の補償は福祉共済および東京海上日動火災保険(株)が引受保険会社である団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)、総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要をご紹介したものです。「生命」保障は引受保険会社ジブラルタ生命保険(株)の集団契約特約付勤労保険を引受商品としています。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」約款をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、商工会までお問い合わせください。

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

商工会は行きます! 聞きます! 提案します!

一 迫 花 山 商 工 会

栗原市一迫真坂字高橋10 TEL.52-3300 FAX.52-2005

商工会

都道府県商工会連合会
全国商工会連合会

大切な、商工会会員の皆さまだからこそ 加入できる特別な制度です！

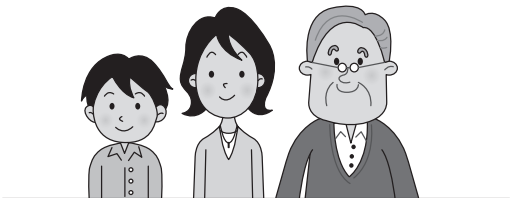
商工会会員とその家族、従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族が対象！
加入から共済金請求まで手続きは商工会の窓口で行なえます。

各プランのおすすめポイント!!

福祉共済は手頃な掛金で必要な補償に備えています！

「けが」の補償

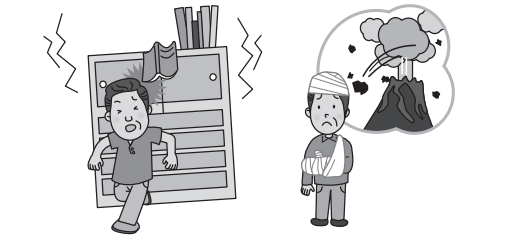
- お子様(6歳)から高齢者まで補償!
(継続加入で85歳まで)



- ご職業による掛金差はありません



- 地震・噴火・津波によるけがも補償!

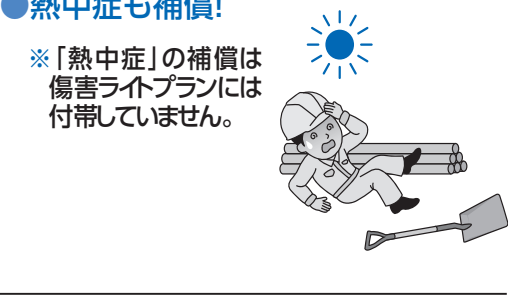


- 台風や水害によるけがも補償!



- 熱中症も補償!

※「熱中症」の補償は
傷害ライトプランには
付帯していません。

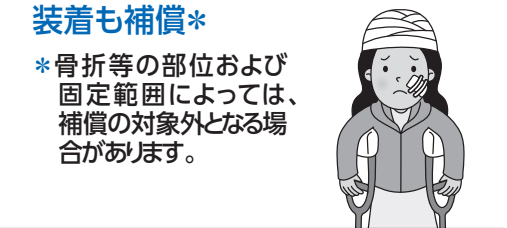


- 長期の入院でも安心!
最長1,000日まで補償!



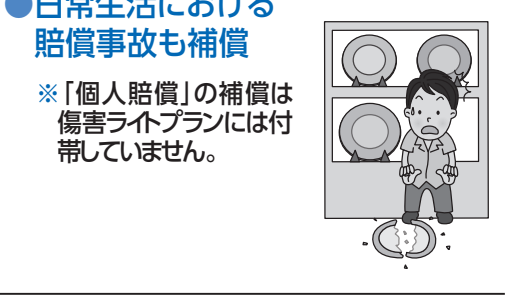
- 通院補償も充実!
ギプス(装具等は除く)
装着も補償*

*骨折等の部位および
固定範囲によっては、
補償の対象外となる場
合があります。



- 日常生活における
賠償事故も補償

※「個人賠償」の補償は
傷害ライトプランには付
帯していません。



- 月々2,000円から大きな補償!

死亡共済金は
1,000万円*

入院共済金は
8,000円/日* など

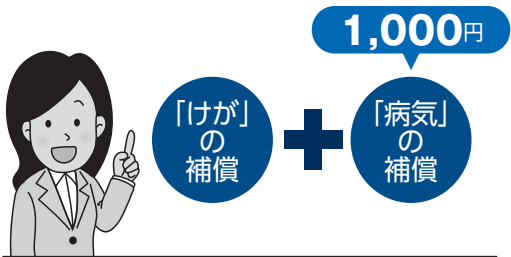
*交通事故の場合

「けが」の補償

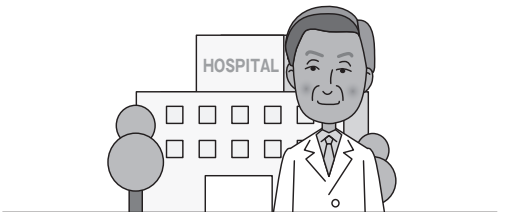


「病気」の補償

- 「けが」の補償と同時加入により
月額1,000円で加入できます。



- 病気による入院・手術・放射線治療・
先進医療をすべてセットで補償します

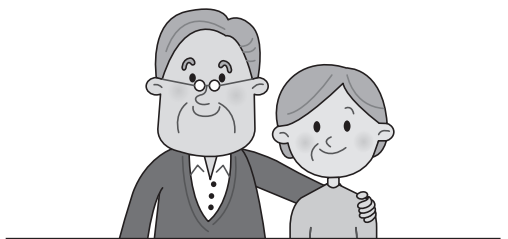


- 80歳まで継続加入ができ、掛け金
はそのまま!(新規加入は74歳まで)



「がん」の補償

- 65歳以下は3,000円(満66歳以降
も掛金6,000円で同額補償を継続
します)



- がん診断共済金は初期のがんでも
「上皮内がん」や「白血病」でも減額せ
ずお支払いします



- 高血圧・糖尿病・脂質異常症の持病
があってもシンプル「がん」プランに
加入できます



「生命」の保障

- 新規加入は65歳まで
保険年齢* 6歳～75歳まで
幅広い年齢を保障

*保険年齢…被共済者の年齢は、満年齢で
計算し1年未満の端数については6ヵ月以
下のものは切り捨て、6ヵ月をこえるものは1
年とします。

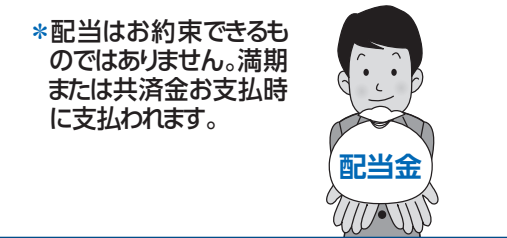


- 割安な掛金で
最高6,000万円まで保障!



- 配当金* があります
(令和5年度配当率 16.92%)

*配当はお約束できるも
のではありません。満期
または共済金お支払時
に支払われます。



事業承継・引継ぎ 個別相談会のご案内 (完全予約制)

10年かかる「事業承継」

ちよつと話を聞いてみたい…

- ・事業承継の進め方がわからない
 - ・個人や小規模事業者でも事業譲渡は？
 - ・後継者がいない etc
- お気軽にどうぞ！

一迫花山商工会では、「事業承継・引継ぎ個別相談会」を「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」(栗原南部商工会)のご協力のもと開催いたします。

国の公的相談窓口である「宮城県事業承継・引継ぎ支援センター」の職員が疑問や、質問、事業承継の進め方や留意点など、ご相談内容に応じて、円滑な承継に向けて支援します。

これからの5年先・10年先の事業や、お店・会社の在り方を一緒に考えてみませんか。

無料弁護士移動 相談会のご案内 (完全予約制)

一度弁護士のアドバイスを受けてみませんか？

●対象となる相談

事業者間の取引問題、過重債務

●相談できる方

中小企業、個人事業者

- 取引上の悩み、問題、トラブル、疑問、納得がいかないこと
- どんなことでもご相談ください。
- 例えば
- ☑取引上のトラブル、法的解釈
- ☑解決方法を知りたい
- ☑こんな要求は法律違反じゃないの？
- ☑相手からの無理難題で困っている

「相談無料」・「秘密厳守」・「公平中立」

◆相談会場

栗原南部商工会(築館本所)
栗原市築館字光屋敷25-2

◆開催日

9月12日(木)、10月9日(水)、
11月14日(木)、12月11日(水)

◆時間帯

①午前10時30分～11時30分
②午後1時00分～2時00分
③午後3時00分～4時00分

◆お申込みについて

※予約制です。一週間前までお申し込みください。また、上記日程以外でも相談は可能です。商工会に問合せ下さい。

※当日は直近の確定申告書控・個人事業主の場合、決算書(法人の場合は)を持参下さい。

※当相談会は、一迫花山商工会、栗原南部商工会の事業者を対象に開催するため、予約が重複した場合、日時の変更をお願いする場合がございます。

【お問合せ】一迫花山商工会
☎5213300

アトツギ え〜ど

10年かかる事業承継 相談するなら



宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL:022-722-3884 FAX:022-227-0250 E-mail:info@hikitsugi-miyagi.com

〒980-0802 仙台市青葉区二丁目12番30号 日本生命宮城ビル8階

何を相談
できるの？

事業承継でお悩みの事業者の方々へ

- ・後継者がいない
- ・後継者への事業承継のやり方がわからない
- ・会社を買い(売り)たい

ワンストップで対応します

事業承継の種類にかかわらず、ワンストップで対応します。また、事業承継や引継ぎに精通した専門家(弁護士、公認会計士等)が「相談無料」で対応しますので、安心です。

対象者	中小企業者(個人・法人)の方で、後継者不在など事業をどう継続するか悩んでいる方、または中小企業の事業を引継ぎたい方。
日時	毎週 月曜日～金曜日 9:00～16:00(土日祝日・年末年始を除く) 予約制 ※出張相談も可
相談料	無 料 (M&Aへの着手や資産評価などについては、別途費用がかかる場合があります)

相談の受付

ご予約 お近くの商工会議所・商工会・金融機関・当センターにご連絡ください。(当センターはホームページからの予約も可能です)

面談 当センターの相談窓口にお越しいただき、面談をいたします。お越しいただけない事情がある場合は、出張相談も行います。※面談の際は、決算書、申告書、会社案内などをご用意ください。

支援の内容 当センターでは、相談の内容により以下のような支援を行います。

親族内承継／従業員承継 第三者承継

外部専門家(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)を派遣し、面談によって明らかになった課題を整理し、「事業承継計画書」の作成などをお手伝いします。※無料です。

全国のセンター共通のデータベースの活用などにより、お相手候補先の探索・紹介を行います。また、ご希望の場合は、諸手続きなどを委託できる登録民間支援機関等(有料)も紹介いたします。

宮城県事業承継・引継ぎ支援センター

(中小企業庁認定支援機関) アトツギ え〜ど

中小企業

個人事業主

フリーランス

の皆さん



下請かけこみ寺
にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 ☎0120-418-618

中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

- 例えば…
- ①支払期日を過ぎてても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといつて返品された。
- ③長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。



電話相談

電話で相談員がお答えします



オンライン相談

オンライン上の対面で相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします



相談事例

下請かけこみ寺 ☎0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

調停による紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら

☎0120-300-217

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

全都道府県に下請かけこみ寺を設置しています。

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興センター	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)山形県産業振興センター	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興財団	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業振興センター	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興財団	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3277-9390	(公財)かがわ産業支援センター	087-534-5304
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5304
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3650
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業振興センター	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

下請かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 ☎0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



宮城県内の事業者のみならずへ

副業・兼業人材で 貴社の課題を解決してみませんか？

- ✓ 今なら手数料無料（2025年3月まで）で、マッチングサイト「ダブルワークみやぎ」への求人掲載・人材とのマッチングに向けたサポートが受けられます！
- ✓ 宮城県では、県内事業者の経営課題解決・事業成長のために、専門的な知識や経験を持った副業・兼業人材の活用を推進しています！

こんなお悩みはありませんか？

必要なノウハウを持つ人材が社内にいない

新しい取り組みを始めたいが、何をすればいいかわからない

フルタイムで求人を出しても、なかなか応募が来ない

副業・兼業人材が
貴社の経営課題の
解決をサポートします

副業・兼業人材活用のメリット

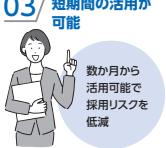
MERIT即戦力人材を
01/ ニーズに合わせて
低コストで活用



MERITピンポイントの
02/ ニーズに合った
人材が支援



MERITニーズに合わせて
03/ 短期間の活用が
可能



様々な分野で成果が出ています

- ✓ 経営全般 ✓ 新規事業
- ✓ 業務改革 ✓ 業務改善 ✓ 営業 ✓ 品質
- ✓ 事業承継 ✓ 海外事業
- ✓ IT推進 ✓ DX ✓ 物流 ✓ 研究調査
- ✓ M&A ✓ 人事・組織
- ✓ EC・WEBマーケティング
- ✓ 生産 ✓ データ分析

人材とのマッチングの流れ・お申込みは裏面をご参照下さい。

副業・兼業人材マッチングサイト「ダブルワークみやぎ」
「ダブルワークみやぎ」で検索、または、QRコード・以下のURLからアクセスできます。
URL: <https://wwork-miyagi.pref.miyagi.jp/>



マッチングの流れ

STEP
01

お申込み

求人掲載にご興味をお持ち頂けたら、Webフォームからお申込み下さい。具体的な課題や求人内容が決まっていなくても、お気軽にご相談下さい！

STEP
02

お打合せ

お申込み後日程調整を行い、オンラインにて事務局担当が課題のヒアリングをさせていただきます。

STEP
03

求人掲載・募集

ヒアリング内容をもとに事務局で求人を作成・掲載し、人材の募集も行います。
(みらいワークスが運営する副業マッチングサイト「Skill Shift」にも求人掲載することで応募喚起を図ります。)

STEP
04

人材選考

応募者の中からおススメ人材を事務局からご紹介いたしますので、企業様にてご選考をお願いいたします。(ご選考に進む企業様には、選考の流れや評価のポイントをまとめた資料を提供いたします。)

STEP
05

マッチング・プロジェクト開始

人材とのマッチングが成立しましたら、業務委託契約を締結して頂きプロジェクトがスタートとなります！(契約書のひな形を提供いたします。)

お問い合わせ先

ダブルワークみやぎ(副・兼(富)県)みやぎマッチング促進プロジェクト運営事務局
メール: dww-miyagi@port.ne.jp
電話: 03-6219-8742 受付: 平日9:00~17:00(年末年始除く)
※本事業は、宮城県から委託を受けて株式会社みらいワークスが運営しています。

お申込み方法

- ① QRコードから
- ② ダブルワークみやぎ内「掲載希望企業はこちら」ページから



【令和6年度宮城県副業・兼業人材活用助成金事業】

県内中小企業の皆さん!!

副業・兼業人材を活用する ための交通費・宿泊費を 最大10万円まで補助します！

申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
対象となる事業者 県内に事業所を置く企業



問い合わせ先及び申請書について

- 宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 TEL: 022-211-2772
Mail: koyousu@pref.miyagi.lg.jp
- 申請書は宮城県ホームページよりダウンロードできます。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/hukugyouyou.html>



事業概要

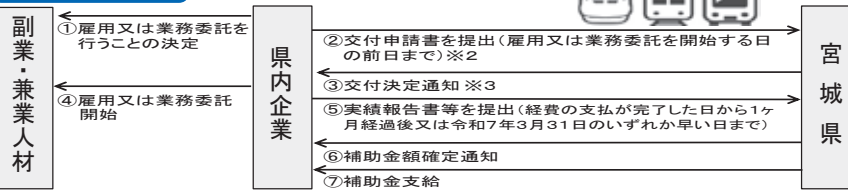
県内中小企業の経営の安定化や移住・定住、デュアルライフ(二拠点生活)の推進を図るため、県外に居住する副業・兼業人材を県が運営する副業・兼業マッチングサイト「ダブルワークみやぎ」を介し、雇用・業務委託等を行った県内中小企業等へ副業・兼業人材に支払った交通費・宿泊費の一部を補助します。
【副業・兼業人材とは？】
県外在住で、本業で収入を得ながら本業以外の仕事として、雇用契約や業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して業務に従事する人材をいいます。

補助内容

補助対象経費	補助額	上限額
副業・兼業人材に支払った交通費・宿泊費 ※1	2分の1以内	10万円

※1 宿泊費の1泊当たりの上限額は1万1千円とします。

申請の流れ



※2 申請は1事業者当たり、1人までとします。
※3 交付決定後から令和7年3月31日までに支払が完了した経費が対象です。

副業・兼業人材を活用するメリット

- ① 必要な業務を必要な時だけ
3ヶ月で、プランニング戦略を考えます！
半年で、新人研修マニュアルを作ります！
- ② 費用を抑えられる
(例) 常勤 25万円/月(期限なし)
副業・兼業人材 10万円/月(3ヶ月)
- ③ 契約の見直しができる
予定より早くプロジェクトが終わった！
あまり相性が合わなかった...

副業・兼業人材の活用事例

新規事業	広報	営業
市場調査、事業計画の策定	SNS運用、Web広告運用 ECサイトの構築	遠隔地での営業代行 販路開拓、顧客情報収集
経営戦略	人事	IT
財務分析、M&A 業界動向の収集	人事評価制度の導入 適正配置、採用力の強化	クラウドサービス導入 システム開発



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化法等」が2024年11月1日に施行されます。

法律の目的 この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
②フリーランスの方の就業環境の整備 を図ることを目的としています。

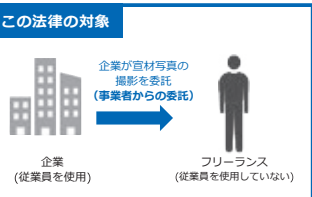
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすくを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用していない ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。	①	● 業務委託の相手方である事業者 ● 従業員を使用していない
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している	①、②、④、⑥	
■ フリーランスに業務委託をする事業者 ■ 従業員を使用している ■ 一定の期間以上行う業務委託である ※「一定の期間」は、③は1か月、⑤の6か月です。 契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	
義務項目		
具体的な内容		
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の措置を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」	
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと	
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ● 受領拒否 ● 報酬の減額 ● 返品 ● 買いたたき ● 購入・利用強制 ● 不当な経済上の利益の提供要請 ● 不当な給付内容の変更 ● やり直し	
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ● 虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ● 内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと	
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。	
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など	
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととした場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと	

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問合せください。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

経営計画策定セミナーのご案内

小規模事業者持続化補助金等の補助金申請に経営計画書が必要となることから、地区内小規模事業者を対象に経営計画書、補助事業計画書等の策定に関する支援セミナーを下記のとおり開催いたします。

小規模事業者が持続的経営に向けた、基本的な計画の作り方や資金計画の作り方などを専門家が丁寧に支援するセミナーですので、前記補助事業の申請を検討・申請予定の方、また、持続的な経営に向けた経営計画の策定をご検討の方など、是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。

- ◆日時 令和6年9月18日(水) 午後2時～(2時間程度)
- ◆場所 一迫花山商工会 研修室 (栗原市一迫真坂字高橋10)
TEL 0228-52-3300 FAX 0228-52-2005
- ◆内容 ①補助金とは ②経営計画策定の意義
③経営計画作りで押さえる「ツボ」 ④マーケティングの考え方
⑤商品開発の考え方 ⑥小規模事業者持続化補助金
- ◆講師 中小企業診断士 工藤 弘之 氏 (宮城県商工会連合会嘱託専門指導員)
- ◆参加費 無 料
- ◆申込み 9月11日(水)まで商工会に電話等でお申込み下さい。

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ！ マル経融資制度をご利用下さい！

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)			
融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者	融資利率	年1.45% (令和6年8月1日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
対象資金	運転資金、設備資金	融資機関	日本政策金融公庫 (国民生活事業)
融 資 額	2,000万円以内 (※1)	マル経融資3つの特長	
返済期間	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定	1 担保不要！ 2 保証人不要！ 3 低金利！	

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

- 申込要件
- ① 商工会の経営指導を受けていること (原則6か月以上)
 - ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
 - ③ 商工業者 (最近1年以上事業を行っている事業者)
※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300

商工会活用事例

●経営力向上支援

専門家の指導で経営力向上

【利用者の声】

経営計画の策定で悩んでおり、商工会の経営指導員に相談したところ無料で専門家を派遣していただき適切なアドバイスを受け、今後の経営方針に役立ちました。
また、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓につなげることができました。

●資金繰りのご相談

会員限定 小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

日本政策金融公庫が商工会で経営指導を受けている小規模事業者の方々を対象に経営改善のため必要な資金を無担保・無保証人・低利で融資する国の制度です。

【利用者の声】

運転資金が乏しく資金調達を考えておりましたが、保証人も担保もあてがなく困っていたところ、商工会の経営指導員にマル経融資制度を進められ、商工会の推薦を受け、迅速かつスムーズに融資を受けることができました。無担保・無利子・低利で条件が有利な制度を利用しない手はありません。

●経理処理・税務申告

商工会がオススメする クラウド会計で楽々経理処理 商工会推奨の記帳システムです

- ◆だれでも使いやすい会計ソフト ◆充実したサポート体制であんしん
- ◆税制・法令改正対応も万全

【利用者の声】

商工会の勧めで、インターネットで楽に経理処理ができるクラウド会計を始めました。使い方も簡単で、税務申告期には、商工会の指導も受けながらスムーズな申告を行うことができ非常に助かっています。利用料金も格安で、毎日の経営に欠かせません。
また、正確な帳票が作成でき、各種支援金等の申請の際にも非常に役立ちました。

●労務の悩み解決

労働保険の事務代行

従業員が仕事中や通勤途中で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に補償される労災保険と、従業員が失業した場合に給付される雇用保険のことをいいます。また商工会委託により、原則労働保険に加入できない事業主や家族従事者も特別に労災保険に加入することができます。

・メリット1

事業主や家族従事者でも「特別加入」の労災保険に加入することができます。

・メリット2

保険料を3回に分割して支払うことができます。

・メリット3

ハローワークに行かなくても面倒な雇用保険等の手続きを事業所に代わって行います。

・メリット4

政府上乗せ補償に加入できます。経営事項審査で加点 (15点) されます。

【利用者の声】

従業員を雇用しておりますが、煩雑な労働保険の事務処理を商工会に代行していただいております。総務部門の手間が省けますし、手続きを忘れるというリスクもなくなりました。

●健康診断費用の助成を受けコストダウン

健康維持増進支援事業 (事業所健康診断費用の一部助成)

【利用者の声】

商工会が主催する従業員の健康診断費用の助成制度を利用しております。従業員を多く抱えているため、費用の一部助成はかなりのコストダウンにつながっております。

●巡回訪問で商工会が身近な存在に

【利用者の声】

商工会の職員の方が、定期的に訪問していただき、経営の各種情報提供や経営上の悩みなどの相談に乗っていただき、商工会は身近な相談相手として欠かせない存在です。

●安心、有利な各種共済・保険制度

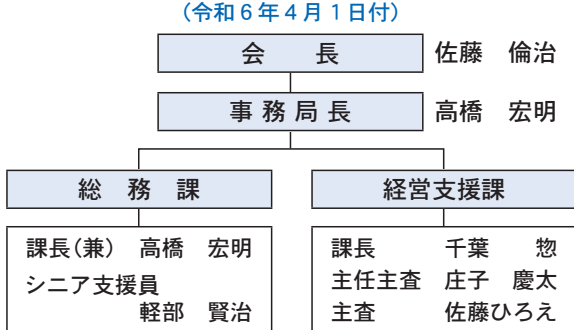
そのほか、各種共済・保険制度などの福利厚生プランをご用意いたしております。

★ 金融相談日のお知らせ ★

- 相談日程 9月20日(金)
10月10日(木)・25日(金)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場 所 一迫花山商工会

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

令和6年度一迫花山商工会事務局機構図



▽転入 令和6年4月1日付
シニア支援員 軽部 賢治
(若柳金成商工会より)

▽お世話になりました。
依願退職 (令和6年3月31日付)
主任主査・事務職員 小山 浩 喜

職員異動のお知らせ